

豊 財 号 外
平成 2 5 年 9 月 1 9 日

部
各 課 長 殿
か い

総 務 部 長

平成 2 6 年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第 5 条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、緊急経済対策の効果の発現に加え、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」に一体的に取り組んでいくことにより、所得環境が改善し、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれつつある。また、個人消費は緩やかな増加が続き、企業収益が改善する中で、設備投資の回復が見込まれるなど、民需主導の景気回復が進むと期待されている。しかしながら、実態経済への反映では大きく改善はしておらず、金融資本市場の動向、電力供給の制約等に加え、欧州の政府債務問題、アメリカの政策動向、中国経済の先行き等の海外経済の不安定要素も存在し、依然として不透明な状況が今後も続くものと見込まれる。

こうした中、平成 2 5 年 8 月 8 日に閣議了解された「中期財政計画」においては、地方への一般財源総額について平成 2 5 年度の水準を維持することが明記された一方で、地方財政計画の歳出特別枠など、リーマン・ショック後に設けられた特別措置の見直しを進める必要性が盛り込まれるとともに、平成 2 7 年度までに国・地方を合わせた基礎的財政収支赤字の対 GDP 比を平成 2 2 年度に比べ半減、平成 3 2 年度までに黒字化を目指すこととしている。また、国の平成 2 6 年度予

算に対する概算要求方針においては、中期財政計画に沿って、前年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指したものとなっている。そのため、地方においても引き続き厳しい財政運営を迫られるものと考えられる。

2 本市の財政状況

本市の財政指標を見てみると、実質公債費比率及び将来負担比率の改善が徐々に進んでいるものの、経常収支比率や地方債残高等においては依然として健全化すべき部分があることを示しており、財政運営上の課題となっている。

また、平成26年度の財政見通しは、歳入面では、経済の緩やかな回復基調はあるものの、実態経済への影響は限定的であり、市税収入の大幅な伸びは期待できないと見込まれる。さらに、金融資本市場を含め世界経済の先行きの不透明感及びそれらが与える影響が回避されたわけではないため、引き続き景気の動向等には留意する必要がある。歳出面では、総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画に位置付けられた施策や事業などを着実に推進する必要があるが、過去3か年の決算で歳出全体の約5割を占める義務的経費において、超高齢化社会の進行及び厳しい雇用情勢に伴う扶助費の増加傾向などを踏まえ、歳出規模の大幅な圧縮が困難な状況になることが想定される。

3 予算編成の基本方針

平成26年度の予算編成においては、第5次総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画の着実な実施を図るため、これらの事業に予算を重点配分するものとし、行政経営改革アクションプランの目標実現に向けた取組みについても配慮することとする。

また、予算要求時においては、国県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助等の活用などによる歳入確保及び歳出全般にわたる徹底した見直しとコストの削減に努め、各種指標に注視しながら、予算編成を行うこととする。

なお、消費税及び地方消費税の増税についての正式な決定は10月上旬頃となっており、国の動向が決定次第、早急に対応を図っていく

予定である。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 事業の整理統合を積極的に実施し、豊川市が真に必要とする事業を採択すること。
- (2) 「第10回豊川市市民意識調査」の結果により、市民における市政への優先度の高い項目（満足度が低く重要度が高いもの）を真摯に受け止め、緊急課題を精査し、「福祉と文化、そしてスポーツの盛んなまちづくり」の実現に向け取り組むこと。
- (3) 国は概算要求基準上、緊急経済対策や防災対策などに予算を重点配分する一方、公共事業費など裁量的経費を削減することとしている。については、国の政策や施策に伴う事業の導入及び既存事業の見直しなどを予算に適正に反映させるため、国県の動向に注視し、情報収集に努めること。
- (4) 新規事業については、原則、総合計画実施計画に位置づけられた事業を対象とするが、予算要求にあたってはスクラップ&ビルドを基本とし、既存事業のコスト削減や新たな財源の確保に努めつつ、サンセット方式による事業終期を踏まえた事業計画とすること。
- (5) 既存事業については、費用対効果や市民ニーズ等を検証し、継続の必要性を改めて検討のうえ予算要求の可否を判断すること。
- (6) 「安全・安心なまちづくり」を推進するため、南海トラフ巨大地震や風水害などの災害に対し、国県及び他の地方公共団体の取組み事例などを参考に、本市の地域特性に合わせた実効性の高い防災施策に積極的に取り組むとともに、災害時の業務継続体制確保に向けた対策の推進を図ること。
- (7) 少子高齢化社会及び人口減少における将来を見据えた持続可能なサービス、循環型社会の構築、地球環境問題及びエネルギー対策などへの対応を図ること。
- (8) 行政が担うべき役割と民間や市民の役割を的確に見極め、行政のスリム化と財政の効率化を図ること。